

平成24年4月

お客さま各位

みずほ信託銀行株式会社

### 納税準備預金の償還について

拝啓

お客さまにおかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、納税準備預金をご利用いただき、誠にありがとうございます。

納税準備預金につきましては、平成22年11月より新規のお取り扱いを停止しておりますが、このたび、以下の方法により償還いたします。

**平成24年8月12日までに預金残高をお客さまがお受け取りになっていない場合、平成24年8月13日に当行がお客さまのために別途開設する口座へ当該資金を入金いたします。**

また、上記に伴い、納税準備預金の規定を平成24年8月13日をもちまして以下のとおり一部変更いたします。

当行では、定期預金等の預金商品をはじめ、さまざまな商品をご用意し、お客さまの運用ニーズにお応えして参ります。お気軽にご相談・ご用命いただければ幸いです。職員一同心よりお客さまのご相談をお待ち申し上げております。

今後とも当行に変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

#### 《ご注意》

- 本件償還以降の払出しの際は、利息について課税がなされます。
- 当行が別途開設する口座へ償還資金が入金された場合は、お取引店にてお受け取りのお手続きをお取りくださいますようお願いいたします（当行が別途開設した口座については、普通預金利率相当の利息をお付けいたします）。
- ご不明な点がございましたら、お取引店または「お客さまサービスセンター」  
TEL：0120-087-555（受付時間／午前9時から午後5時（土、日、祝日、銀行休業日を除きます））までお問い合わせください。

#### 納税準備預金規定 変更箇所：下線部を新規に追加

- 1.（預金の目的、預入れ）～11.（譲渡、質入れ等の禁止）は変更ありません。
- 12.（解約）
  - （1）この預金口座を解約する場合には、この預金の通帳をご持参のうえ、当店に申し出てください。
  - （2）平成24年8月12日までに解約されていない預金口座は、預金者からの解約の請求を待つことなく、平成24年8月13日に自動的に解約されるものとし、預金者が当店に有する普通預金口座または当社が別途預金者のために開設する口座のいずれかに振替えるものとします（別途開設した口座については、当社所定の方法により普通預金利率相当の利息を付すものとします）。
  - （3）前2項の定めにより解約する場合は、第6条2項にもとづいて利息を計算します。
- 13.（通知等）～15.（規定の改定）は変更ありません。